

京都市伝統産業振興館条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 80号

京都市伝統産業振興館条例施行規則を廃止する規則

京都市伝統産業振興館条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(産業観光局商工部伝統産業課)